

2011年5月9日
日 本 銀 行

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」
の実施日について

日本銀行は、2011年4月28日、「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定を決定しましたが^(注)、今般、その実施日を2011年5月23日とすることとしましたのでお知らせします。

(注) 詳細については、本ホームページに掲載されている2011年4月28日付の「「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」の制定等について」をご参照ください。

以 上

<本件照会先>

金融市場局 沼本 (03-3277-2687)

福田 (03-3277-1272)